

令和5年12月定例農業委員会議事録

開会 12月25日(月)午前9時

(欠席委員)伊藤健二委員、塚崎哲哉委員、近藤浩尚委員、近藤進委員、
伊藤武委員、原田一豊委員、梶川京三委員

(事務局出席者)成田事務局長、原田事務局次長、森下副主幹、鈴木主査、
柘植主事

(傍聴人) 0名

議長：ただいまから12月定例農業委員会議事を開催します。

現在の出席委員は農業委員10名、農地利用最適化推進委員4名です。

議事に入る前に、本日の会議の議事録署名の委員を指名します。

11番萩野敏廣委員、12番野々山久照委員、よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。

議長：議案第36号、農地法第4条の規定による許可申請の意見について、事務局から説明を求めます。

【議案第36号、農地法第4条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明のありました番号1、打越の件について、地元竹内鈴彦委員からご意見をお願いいたします。

竹内委員：本案件については前回も現地を確認しており、市道に面しておりますが、現状の自宅では前面道路も狭く、大型機械の導入により近隣住民へ迷惑がかかる可能性がありました。申請地隣接の圃場は現在も管理されており、機械の導入によりより効率的に耕作がされると思いますので、特に問題ありません。

議長：ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

鈴木委員：申請者の旧の自宅はどうされる予定でしょうか。

事務局：孫が跡をとると聞いております。

議長：他にご意見はよろしいでしょうか。

それではご意見がないようですので、番号1について採決を採ります。

番号1について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第36号 全員賛成1件》

議長：議案第37号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について、事務局から説明を求めます。

【議案第37号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明のありました番号1、新屋の件について、地元委員が欠席の為、事務局追加があればお願いします。

事務局：原田委員から事前にご意見を伺っておりまして、この土地は元々竹林で長年問題になっていた土地でした。竹林がきれいに刈り取られたことで近隣住民の方も喜ばれていると聞いております。

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

よろしいでしょうか。

それではご意見がないようですので、番号1について採決を採ります。

番号1について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：続きまして、番号2、打越の件について、地元の竹内鈴彦委員から御意見ををお願いします。

竹内委員：申請地は以前雑種地のような使われ方をしておりましたが、現在は復元されております。行政区としても世帯が増えることは歓迎しておりますし、周辺もすでに住宅が建っておりますので、特に問題ないと考えます。

議長：ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたがご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

よろしいでしょうか。

御意見等ないようですので、番号2について採決を採ります。

番号2について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号2について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：続きまして、番号3、福谷の件について、地元の鈴木光広委員から御意見ををお願いします。

鈴木委員：現状としては最近まで法人により耕作されているところですが、大規模集落内の小規模工業用地ということで、施設の集約化をしていくことが目的となりますのでやむを得ないと思います。

議長：ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたがご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

よろしいでしょうか。

御意見等ないようですので、番号3について採決を採ります。

番号3について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号3について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：続きまして、番号4、黒笹の件について、地元の加納幸治委員から御意見ををお願いします。

加納委員：申請地は土地区画整理地内との境界にあるところで、区画整理地内の土地と一体で利用されている状況です。排水も前面の市道側溝に流すということで、ほかに影響が出ることはありません。地元行政区や土地改良区も承知しておりますので問題ないと考えます。

議長：ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたがご意見等のある委員は挙手

の上、発言をお願いします。

よろしいでしょうか。

御意見等ないようですので、番号4について採決を採ります。

番号4について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号4について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第37号 全員賛成4件》

議長：続きまして、議案第38号、相続税の納税猶予に係る証明願について事務局から説明を求めます。

【議案第38号 相続税の納税猶予に係る証明願について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま、事務局から説明のあった番号1、福田の件について地元委員が欠席の為、事務局追加があればお願いします。

事務局：塚崎委員から事前に意見をお伺いしておりまして、耕作されているので特に問題ないとのことです。

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見等のある委員は、挙手の上発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見がないようですので採決に移ります。

番号1について証明書を発行することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1については、証明書を発行することにいたします。

《採決結果：議案第38号 全員賛成1件》

議長：議案第39号については、議事参与が制限されますので該当委員は退

席をお願いいたします。

(該当委員退席)

議長：議案第39号、農用地利用集積計画の決定について、事務局からの説明を求めます。

【議案第39号、農用地利用集積計画の決定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

よろしいでしょうか。

御意見等ないようですので、採決に移ります。

本件について採決します。計画の決定に賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、決定することとします。

《採決結果：議案第39号 全員賛成9件》

(委員着席)

議長：続いて、諮問に移ります。諮問第12号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について事務局からの説明を求めます。

【諮問第12号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明があった番号1、三好上の件について、地元の久野裕吉委員から御意見をお願いします。

久野委員：事務局から説明があった通りですが、申請者が事業を行っている場所の前面道路は朝夕の交通量が非常に多いため、利便性のある自己所有地に拡大するということです。周辺には農地もありますが、隣地はすでに住宅になっておりますので特に問題ないと思います。

議長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたがご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

よろしいでしょうか。

御意見等ないようですので、採決に移ります。

番号1について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1について、適当であるとして、市へ答申することとします。

議長：続きまして、番号2明知上の件について、地元の岡本清則委員からご意見ををお願いします。

岡本委員：現状田んぼになっておりますが、周辺にはすでに住宅が建っております。また、土地改良区、行政区も当該地であれば問題ないとのことでした。

議長：ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がありましたがご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、採決に移ります。

番号2について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号2について、適当であるとして、市へ答申することとします。

議長：続きまして、番号3福谷の件について、地元の鈴木光広委員からご意見ををお願いします。

鈴木委員：本案件は平成9年に工事が完了した、新田根浦工区の端に位置しております。農振除外の6要件についても問題ないと思います。

議長：ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がありましたがご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、採決に移ります。

番号3について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号3について、適当であるとして、市へ答申することとします。

議長：続きまして、番号4打越・高嶺の件について、地元の竹内鈴彦委員と高嶺の件については地元委員が欠席の為、事務局追加があればお願いします。

竹内委員：本案件につきまして、申請者はすでに申請地隣地で事業をしており、その拡大ということで聞いております。2年ほど前は耕作されていたかと思いますが現在は荒れておりますので、解消されるということであれば問題ないと考えます。

事務局：近藤委員からは特に意見はないと聞いております。

議長：ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がありましたがご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、採決に移ります。

番号4について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号4について、適当であるとして、市へ答申することとします。

議長：続きまして、番号5高嶺の件について、地元委員が欠席の為、事務局追加があればお願いします。

事務局：本案件についても意見を確認したところ、前回除外分からの追加であ

るので特に意見はないと聞いております。

議 長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたがご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、採決に移ります。

番号5について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号5について、適当であるとして、市へ答申することとします。

《採決結果：諮問第12号 全員賛成5件》

議 長：諮問第13号については、議事参与が制限されますので該当委員は退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

議 長：諮問第13号、農地利用集積等促進計画案に対する意見について、事務局から説明を求めます。

【諮問第13号 農地利用集積等促進計画案に対する意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通してご意見等のある委員は、挙手の上発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それではご意見等がないようですので、採決に移ります。

諮問第13号について、市に対し、適当であると答申することに、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、諮問第13号について、適当であるとして、市に対し答申することといたします。

《採決結果：諮問第13号 全員賛成4件》
(委員着席)

議長：続いて、事務局から報告をお願いします。

[事務局報告]

事務局：《資料に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：以上で予定していた議事等は全て終了いたしました。
これをもちまして議長の職を終了させていただきます。
引き続き、農地利用最適化推進会議を行いますので、議事の進行を事務局へ渡します。

事務局：はい、それでは、引き続き農地利用最適化会議のほうを進めたいと思います。

本日、机の上に配付しました12月の農地利用最適化推進会議の資料に沿って進めていきたいと思います。

1 協議・報告事項

- (1) 令和5年度利用状況調査結果について
- (2) 農業委員会視察研修について

2 その他

- (1) 新年あいさつ会について
- (2) 農業委員会費について
- (3) 農業委員会情報収集等業務効率化支援事業によるタブレットについて

事務局：ありがとうございました。

次回、1月の定例会議につきまして、1月25日(木)午前9時から、6階601・602会議室での開催となります。また御案内させていただきます。よろしくをお願いします。

慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、12月定例農業委員会及び農地利用最適化推進会

議を終了したいと思います。

一同、御起立ください。

一同、礼。

(閉会午前9時50分)